

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

### ②施設・事業所情報

名称：麦のうさぎ保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：磯部 茂久	定員（利用人数）：90（93）名	
所在地：愛知県安城市堀内町カラ桶17番		
TEL：0566-70-8839		
ホームページ： <a href="https://mugi.nousagi.gr.jp/">https://mugi.nousagi.gr.jp/</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 平成31年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 一雅会		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員 12名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士資格 20名	調理師 2名
	幼稚園教諭 18名	名
	管理栄養士 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 4      乳児室 2 調乳室 2      ほふく室 2 沐浴室 1      医務室 1 職員室 1      相談室 1 調理室 1      遊戯室 1 休憩室 1      作業兼更衣室 1 ダムウエーター 1 絵本コーナー 1 一時保育室 1 シャワーパン 1 便所 7(便器21)	砂場 2      滑り台 2 雲梯 1      太鼓橋 1 鉄棒 1      倉庫等 3 テラス 1      バルコニー 1 手洗い場・足洗い場等 1階駐車場 非常滑り台 樹木 8種類（16本）

### ③理念・基本方針

（理念）  
 子ども1人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園

(保育方針)

- ・子どもから大好きと言われ楽しく通える保育園をめざす
- ・保護者、地域から信頼され、共存、共栄できる保育園をめざす
- ・幅広い教養・専門的知識を身につけた職員のいる保育園をめざす

④施設・事業所の特徴的な取組

(保育園の概況・特徴的な取組)

・保育園の近くに名鉄尾西線が走り、保育園から電車が見える。日々の散歩コースとして堀之内公園があり、周辺は田畑や新興住宅が広がる穏やかな環境下に保育園が位置している。平成31年に開設をし、地域に馴染んだ保育園となりつつある。広い園庭には四季を感じる桜や花桃、きんもくせいなど8種類の若木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の移ろいを感じ取れる環境にある。最新の設備を備えた保育園内に一時保育の場も併設されている。

・情報の共有化

すぐるやキッズビューなどのアプリの導入により、登降園や健康管理、保育状況や連絡事項、おたよりなどの連絡文書を配信し、瞬時的な情報提供を図り保育に繋げている。

・サブスクリプション利用

「手ぶらで登園」を目指して子どものおむつやエプロン、おしぼりやおしりふきのサブスクリプション利用、午睡時の布団やベットの貸し出しにより、物品の購入や準備、運搬など保護者の家事労働の軽減に役立っている。

(保育サービスの実施状況)

・生後6か月～5歳児の保育を実施。

・開所時間は月曜日～土曜日 7時30分～19時30分である。

・祝日保育の実施：保育時間は7時30分～18時30分であり、受け入れ人数は15名程度とする。

・一時保育の実施：麦のうさぎ保育園内、一時保育室で実施。利用時間は平日 8時30分～16時

土曜日 8時30分～16時

・園庭開放の実施

・健康な生活を送るために食育計画を立て、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に自園で調理をし、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 7月 11日(契約日) ~ 令和 7年 3月 31日(評価決定日)  【令和 7年 2月 6日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 ( 年度)

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

(管理者のリーダーシップの発揮)

- ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、主任保育士と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。
- ・保育目標として、「明るく元気な子ども、挨拶のできる子ども、思いやりのある子ども、心身ともに豊かな子ども、意欲をもち自分で考えて行動する子ども」を掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。
- ・本園の研究テーマとして「子どもの主体性を育むためには」を掲げ、保育の内容を高めるようにしている。

(子どもが主体的に活動できる環境の整備)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- ・自然発生的に異年齢で遊んだり、遊びや生活を通して意図的に異年齢で交流できるような環境や保育の内容を設定し、異年齢の関わりを大切にしている。
- ・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。
- ・園庭には桜や琵琶、とうかえでなど8種類の四季を感じる若木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。メダカやクワガタなどの飼育や、草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、食育計画を基に、胡瓜や茄子など夏野菜の収穫体験、クッキーの型抜きやなどのクッキング体験を取り入れた保育に取り組んでいる。
- ・地域の特性を活かし、電車を見に行ったり堀之内公園に散歩や遠足に出かける機会が多く、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにしている。
- ・5歳児は近隣の高齢者施設と敬老会やクリスマス会などで歌や遊びなどで交流をしたり、発表会での歌や表現遊びなどのお披露目をして交流をしている。また、卒園児の祖祖父の提供する畑でさつま芋の苗植えや収穫体験をする機会がある。また、市の巡回バスで安城産業文化公園デンパークに出かける機会もあり、5歳児ならではの活動として年下の子どもの憧れとなっている。

### ◇改善を求められる点

(中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定)

- ・法人としての中・長期計画に対する腹案はあるものの、理念や基本方針の実現に向け、安全、環境、職員、雇用、施設設備などの項目に基づいて、具体的な内容を明記し、事業の進捗状況を加味した麦のうさぎ保育園の中・長期計画は策定されていないが、次年度より、子ども園に事業内容を変更するにあたり、予算の裏付けを加味した令和9年度までの単年度事業計画は策定されている。
- ・事業の内容変更に応じて、事業推進に向けた項目に基づいた麦のうさぎ子ども園としての中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知し事業を進めていくことを願いたい。また、計画を実現するために、計画の妥当性や有効性についての見直しができるような計画にしていくことを期待したい。

(マニュアルや手順書の整備)

- ・管理運営などに関するマニュアルや保育などに関するマニュアル及び手順書等の整備については、充足していると言いつつも難しいものも見受けられる。
- ・常勤職員平均年齢が29.8歳であり、子どもの保育と保護者支援に向け若い世代の人脈と人材を活かし、保育や支援をしていく職場環境にある。迷いのない、間違いのない、納得ができる保育や支援を目指し、マニュアルや手順書として不足しているもの、準備していきたいものなどを明確にし、整備し日々の保育の行動指針としていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けたことによって、普段気付かない部分やマニュアルの重要性、計画性について見直すきっかけとなった。また、グループごとの自己評価においても、お互い話し合うきっかけとなり、話し合うことで確認できた内容も多々あった。保護者からの評価も、嬉しい内容や改善が必要な内容もあり、普段聞くことができない部分を知ることができたのではないかと思う。

これをきっかけに、中長期計画の作成やマニュアルの見直し、また計画的な質の向上に向けた取り組みを進めていこうと思う。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人一雅会の基本理念、保育・教育方針、保育・教育目標を確立し、明文化している。</li> <li>・基本理念、保育・教育方針、保育・教育目標は、福祉サービスの内容や特性などを踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。</li> <li>・基本理念、保育・教育方針、保育・教育目標は、ホームページや保育園管理案、入園のしおり、保育園のパンフレットなどに記載している。また、見やすいように表記した掲示物を職員室に掲示し、視覚的な周知を図ったり、毎日の朝礼で唱和をしている。</li> <li>・職員には年度当初の会議で、保育園管理案を配布し確認をするようにしている。また、会議や研修会、保育活動展開などの折に周知を図っている。臨時職員や短時間雇用パート職員には、管理案を配布したり、会議録の閲覧や掲示などをして、周知を図るようにしている。</li> <li>・保護者には、保育園の事前見学や入園児説明会、保護者会総会で説明をしている。また、園だよりを発行し折に触れて周知を図るようにしている。保育園見学者にはパンフレットを配布したり、市役所にも設置して広域的な情報提供を図っている。</li> </ul>			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や法人、社会福祉協議会の生活支援ネットワークや地域連携あいあい会、JAまつり、公民館での会合また、法人や市の園長会などで情報交換や連携を図り、地域の特性や変化、ニーズなどの地域情報を把握するように努めている。</li> <li>・保護者の就労率が高く、それに伴い3歳未満児の入所や長時間保育希望などのニーズが増加している状況であるが、地域の住宅状況、家族構成や人口動態、保育ニーズなどを把握した麦のうさぎとしてのデータ化や分析までには至っていない。</li> </ul>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	③・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営状況や保育の内容、組織体制や設備の整備、財務状況、職員体制や人材育成などについて、職員会議等で検討し、課題や問題点を明らかにして次年度に反映させるように努めている。また、保育環境については法人と具体的な協議を重ねながら、実現化に向けての取り組みをしている。</li> <li>・職員の離職率が低く、安定した保育運営の進捗で保育の質や保育士の資質の向上が見られる反面、新しい風や保育全体のチェック機能の検討も視野にして、運営を図っていくべき時期としての心積もりをしている。</li> <li>・事務処理の軽減化やペーパーレス化に向け、保育運営にIT化を導入し、すぐるやキッズビューなどのアプリを利用し、各種の保育記録や園だよりなどを始めとした連絡文書、出欠や健康状態、給食に関する情報、防災等安全に関する情報を発信し事務改善を進めている。また、保護者は情報をいつでもどこでも確認できる利便性を受け止めている。更に、「手ぶらで登園」を目指し、希望者にはおむつやエプロン、お手拭きやおしりふきのサブスクリプションの契約している。また、午睡時の布団やベットの貸し出しをしている。</li> <li>・限られた人的環境において、職員の勤務シフトの工夫やパート職員の活用により、保育に関わる準備や作業時間、事務時間の確保、休憩時間の確保、会議開催時間の工夫などをして、効率的で働きやすい環境の確保に努めている。また、施設の整備等について法人と連携を図りながら計画的に改善をしていくように努めている。</li> </ul>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人としての中・長期計画に対する腹案はあるものの、理念や基本方針の実現に向け、安全、環境、職員、雇用、施設設備などの項目に基づいて、具体的な内容を明記し、事業の進捗状況を加味した麦のうさぎ保育園の中・長期計画は策定されていないが、次年度より、子ども園に事業内容を変更するにあたり、予算の裏付けを加味した令和9年度までの単年度事業計画は策定されている。</li> <li>・事業の内容変更に応じて、事業推進に向けた項目に基づいた麦のうさぎ子ども園としての中・長期計画を策定し、必要に応じて職員へ周知し事業を進めていくことを願いたい。</li> </ul>				
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期計画に基づき、子ども園の概況、保育の方針、行事や保健計画、防災・防犯計画など具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画を策定し、運営に関する収支の裏付けが明記されている。</li> </ul>				
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の事業計画や行事計画などの策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を集約したり、反映させたりして策定している。</li> <li>・実施状況を事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをし、次年度の計画に反映するように努めている。</li> </ul>				
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事計画として、入園のしおりや園だより、ホームページに明記し、保護者には、入園式で資料を配布して事業内容の説明をしている。また、行事内容に対する取り組みや内容をパンフレットにしたり掲示をしたり、スグールなどで保護者に周知をしている。</li> <li>・行事实施後に保護者に向けてアンケート調査を実施し、職員で結果の見直しをしている。保護者には結果を報告している。</li> </ul>				

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の質の向上に向けた取組みとして、今年度第三者評価を受審している。今回の評価結果を組織として、分析や内容の検討をする仕組みを整えて順次機能させていく方向にある。</li> <li>・ 法人の様式を用いて、年1回保育内容についての自己評価を実施し、保育に反映するようにしている。</li> <li>・ 保育の資質向上や保育サービス、処遇改善について定期的に法人の人事評価に基づいて自己評価を行い、年1回職員との個人面談を実施している。</li> </ul>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。</li> <li>・ 自己評価や目標について、保育所として傾向などをまとめ、結果を分析し課題を示し、改善策を園の保育に反映していく努力をしている。</li> </ul>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について、年度当初職員会議において口頭で表明して周知を図るように努めている。また、保育園管理案の運営機構に基づいて会議で職務等を体系的に表明し、職員に周知を図るようにしている。</li> <li>・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等については周知をしているが明文化されていない。</li> <li>・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について明文化していくことを望みたい。</li> </ul>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、その内容を職員に提供している。また、基本的な関連法に関する資料を収集し、リスト化して閲覧できるようにしたり、緊急性や必要性に応じて掲示をし、閲覧の確認をしている。必要に応じて、資料を配布して内容の確認や検討する機会を設け、理解を深めるように努力をしている。</li> </ul>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組み、人材の育成など施設長自ら積極的に取り組んだり、主任保育士と連携を図り取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。</li> <li>・ 保育目標として、「明るく元気な子ども、挨拶のできる子ども、思いやりのある子ども、心身ともに豊かな子ども、意欲をもち自分で考えて行動する子ども」を掲げ、継続的な保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。</li> <li>・ 本園の研究テーマとして「子どもの主体性を育むためには」を掲げ、保育の内容を高めるようにしている。</li> </ul>		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内での保育事務処理や教材準備、計画的な休暇の取得、職員のメンタルに配慮して相談しやすい環境の確保など働きやすい環境整備や業務の実効性を高めるよう、職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。</li> </ul>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の方針に基づき必要な人材や有資格者、人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。</li> <li>・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育の実施可能な体制を整えている。</li> <li>・ 管理運営の円滑化や保育の充実を目指して障がい児に対しての加配保育士の配置もされている。</li> <li>・ 市街地職員の通勤距離の軽減を考慮して、3市にまたがる法人保育園や子ども園への異動希望も配慮している。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の考課基準に基づいた人事評価制度を導入し、職員に明示し実施している。保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する職員像」を明確にさせ、異動申告書や自己チェックリストなどを基に個人面談などを通して成果や貢献度の評価、意向や希望などの確認をしている。</li> <li>・ 結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。</li> </ul>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の管理の下に、有給休暇、子の看護や療育などの特別休暇、育児や介護休暇、部分休業、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。また、法人独自のアンバーサリー休暇や法人の福利厚生事業、健康診断や人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、非常勤職員においても、健康診断の機会が確保されて利用をしている。</li> <li>・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。</li> <li>・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルズ相談を受けられる仕組みが整えられ、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。</li> </ul>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員一人ひとりに、期待する職員像やクラス運営目標、課題について話し合う機会を持ち、人材育成に努めている。また、個別面談を通して進捗状況を把握したり助言をして、職員一人ひとりの意識やモチベーションを高め、知識や経験等に応じて具体的な目標を設定して保育が行えるような取り組みをしている。</li> </ul>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市や法人の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。非常勤職員の参加の機会を保ち、研修に参加できるように配慮していくことを願いたい。</li> <li>・ 技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。</li> </ul>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や栄養士や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。</li> <li>・ 園内においては、「子どもの主体性を育むためには」を保育園の研究テーマに掲げ取り組みをしている。また、保育園内での公開保育も実施し、保育の質や保育士の力量などの向上に繋げている。</li> <li>・ 研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。</li> <li>・ 研修成果の評価や分析、職員一人ひとりの知識、技術水準、習熟度などの状況が把握できる報告書作成の検討も期待したい。</li> </ul>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取り交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われるようにしている。</li> <li>・実習生の意向や自己課題を聞き、実習生自己評価票を用い課題達成に向けた指導を行い実習生の育成を行うようにしている。施設長や主任保育士を実習指導者として保育実習指導担当保育士も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。</li> </ul>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや保育園管理案、重要事項説明書、パンフレット、園だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容や事業計画が公開されている。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布したりスグールなどで配信をしている。アンケートを実施し、結果を紙面で報告している。</li> <li>・苦情・相談の体制について掲示し、保護者や地域に公表している。また、保護者から受けた相談など、必要に応じて法人に報告をするようにしている。</li> <li>・第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。</li> <li>・保育所の基本方針、保育内容や事業計画等について、地域での会議や行事等で明示したり説明をしたりして、保育所の存在意義や役割を明確にしていくように努めている。</li> </ul>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の監査委員による監査を定期的に受けており改善課題は速やかに改善をしている。財務状況以外に保育所の運営機構や事業内容等についての監査も実施されている。</li> </ul>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えについては保育園管理案や保育の全体的な計画に位置付け、実践活動として実施している。</li> <li>・市や法人、社会福祉協議会の生活支援ネットワークや地域連携あいあい会、JAまつり、公民館での会合などで情報交換や連携を図り、地域との関わりを図るように努めている。</li> <li>・JAまつりに子どもの作品を展示したり、近隣の高齢者施設とは敬老会やクリスマス会などで歌や遊びなどで交流をしたり、発表会での歌や表現遊びなどのお披露目をしている。また、卒園児の祖祖父の提供する畑でさつま芋の苗植えや収穫体験をする機会がある。</li> <li>・地域の中学校とは職場体験の受け入れや小学校の授業参観へ保育士の出席、高校とは授業の一環として「保育園の紹介」を施設長が講師として参加をしている。</li> <li>・社会資源の情報提供として、地域の情報誌や地域のポスターなどを掲示し広報活動をするように努めている。</li> </ul>		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉞ ・ c
<コメント>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受け入れマニュアルや登録簿の整備はしていないが、受入体制を整え対応している。</li> <li>・ 中・高校生などによる保育ボランティアや職場体験などの受け入れをし、子どもとの遊びや教材作り、環境整備などを行っている。</li> <li>・ ボランティア活動について掲示板などで周知をしている。</li> <li>・ ボランティアの受け入れについては、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、受け入れマニュアルや登録簿の整備をし、受入担当者の明示をして、マニュアルに基づいてボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。</li> </ul>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉞ ・ c
<コメント>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課を初め医療機関、児童相談センター、療育センターや支援センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し職員室に設置し、会議等で説明して共有を図っている。</li> <li>・ 保護者にはファミリーサポートや療育センター等の資料を用意し、必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供するようにしている。</li> </ul>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ㉞ ・ c
<コメント>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会主催の生活支援ネットワーク会議や地域連携あいあい会、町内会長との情報交換、JAまつりなどで情報交換や連携を図り、地域のニーズを把握するように努めている。</li> <li>・ 園庭開放の実施は、未就園児の遊び場の提供と共に地域との情報交換の場となっており、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。</li> </ul>		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<コメント>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て中の親子支援として一時預かりの実施や未就園児の親子を対象とした園庭開放の実施、保育園見学、子育て支援に関わる電話相談などを実施している。また、必要に応じて休日保育やファミリーサポートなどの事業について保護者に紹介している。</li> <li>・ 当該園の親子を対象とした相談事業や食物アレルギーを有する子どもへの家庭支援などを実施している。</li> <li>・ 災害時における帰宅困難時の水や食料などの備蓄品も備えている。</li> <li>・ 地域の公民館などを利用して出前講座などを開催し、子育てに関することや幼稚園と保育園の違いなど専門的な情報を提供する機会を設けていくことを期待したい。また、地域に向けて子育て支援事業の理解を得るために、公民館などに「園案内」のパンフレットなどの設置依頼も期待したい。</li> </ul>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	Ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員室に掲げたり職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、児童憲章を入園のしおり（重要事項説明書）に明記し、子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。</li> <li>・子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への固定概念などについて共通理解を持つように努めている。</li> <li>・子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。</li> <li>・保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするように心がけている。また、保育園が信条としている、「ささやき保育、叱らない保育、子どもの気持ちを受容した保育」を保育士に伝え続け保育実践をするようにしている。</li> </ul>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a	Ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、「人権保護について」、「性差について」、「プライバシー保護」などについて会議等で説明したり、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。</li> <li>・排泄や着替え、プール遊びなどの生活や遊び場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。</li> <li>・子どもや保護者のプライバシー保護や権利擁護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。個人情報保護とは区別をし、外国籍の入所に伴う文化や習慣、地域状況、家庭状況や保育の場面に応じた留意事項等に基づいたマニュアルや規定などを作成し運用していくことを期待したい。</li> </ul>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	Ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや保育園の見学会、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。</li> <li>・保育園の園紹介パンフレットを市役所などに設置し、情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。</li> </ul>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a	Ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政により、入園決定に関する書面や保育サービス等を明示した資料を保護者に配布している。</li> <li>・入園説明会において、乳児組入園のしおりや幼児用入園のしおり（重要事項説明）に基づいて説明をし、同意を得ている。また、内容の変更時には、保護者等に資料を配布し分かりやすく説明をしたうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報等について説明し、同意書を得ている。</li> </ul>				

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報 を考慮し、必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。</li> <li>・保育所利用の終了後も、子どもや保護者などが相談を希望した場合のために、保育終了後も相談等に応じることを口頭で説明をしている。</li> <li>・口頭で説明だけではなく、園だより、卒園などの案内文書で周知を図っていくことを期待したい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会や生活発表会などの行事参加、保育参加などの機会を設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施し意向を把握し、分析結果を文書で公表している。また、年1回利用者アンケートを実施し、満足度を把握するようにしている。毎月園だよりを発行し、保育や子育て、地域との関りなどを伝え、保護者の意向や満足度を確認する機会としている。また、個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションなどを通して意向を把握するようにしている。</li> <li>・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ話を聞いたり、相談にも応じるようにしている。外国籍の保護者には必要に応じて対話で意向を把握したり、ポкетークを用いて意向を把握して対応をするようにしている。</li> <li>・得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。</li> <li>・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決の体制が確立され、対応マニュアルも策定されている。入園のしおり（重要事項説明）や入園園だよりに明記し、玄関にも掲示し周知を図っている。また、仕組みについて入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。匿名や無記名などのアンケートも実施し、保護者が苦情を申し出やすいように工夫をしている。</li> <li>・苦情や相談が生じたときは苦情受付書に記録をし、苦情意見対応マニュアルに基づき対応策等を保護者等にフィードバックしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べるができることを園だよりに明記し、口頭でも保護者に周知している。</li> <li>・登降園時に門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。意見箱も設置し、自由に投稿できるようにしている。また、相談者のプライバシーを配慮し、相談環境を整え受けるようにしている。相談記録に記載し、内容によっては職員間で共通理解をしている。</li> </ul>		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアル等は整備されていないが、書面に記録している。また、日常的なコミュニケーションによる平易な事項等について、口頭での報告や必要に応じて記録をするようにしている。寄せられた意見や提案は適宜、職員会議で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生時の対応や不審者対応等について、安全に関するマニュアルを基に、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。</li> <li>・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。</li> <li>・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行ったり、園児の安全確保を心がけている。</li> <li>・ 事故や怪我の発生時だけではなく、子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討し、安全への配慮や事故防止に努めている。</li> <li>・ 事故防止チェックリストなど施設遊具や保育環境等の安全に関する各種のチェックリストがあり、チェックリストを基に子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解を図っている。また、チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的実施している。</li> <li>・ ヒヤリハット事例について検討をし、怪我の状況や危険個所などの分析をしてデータを取り、安全の確保や危険予知などの共通理解を深めるようにしている。また、遊具や備品の安全性の確保に向け、半年に1回専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症に関しての予防や発生時マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。また、定期的に市から保健だよりが発行されている。</li> <li>・ 保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時に口頭で保護者に周知している。また、「嘔吐対応手順」に基づいて、嘔吐物処理セットや嘔吐缶を各保育室などに用意し適切な対応をして、二次感染を防ぐようにしている。各保育室や職員室には嘔吐マニュアルを掲示し対応用品を備え、適切な対応ができるようにしている。</li> <li>・ 食中毒は、対応マニュアルに従い、担当課や保健所等に連絡を入れ連携を図るようにしている。</li> <li>・ 感染症対策として、日々の生活の中での消毒や換気、人の距離や位置関係等の対応を検討して環境を整えている。また、空気清浄機や加湿器などを整備対応に心がけている。</li> <li>・ 薬剤師による水質や空気循環などの環境整備検査を年2回実施している。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の対応や体制が明確に示された保育園のマニュアルを整備し、災害時に対応できるようにしている。それに基づいた訓練も毎月実施され、見直しも行われている。園舎の耐震対策や防災対策が施されている。</li> <li>・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。保護者の協力を得て災害時の引き取り訓練の実施や防災メールのテスト配信を行い災害時のシミュレーションを行っている。</li> <li>・ 火災や地震、風水害に加えて津波による災害年間計画を策定し、垂直避難などの訓練も実施している。</li> <li>・ 災害発生時における保護者の帰宅困難の対応時に備え、BCP計画に基づき、水や食料などの食料品、ヘルメットやアルミシート、簡易トイレ、毛布などの備蓄備品の種類、数量、保管場所などのリスを明確にしている。</li> <li>・ アレルギー対応として、アレルギーのある子どもには、避難時に目印となるような着衣や腕章などで安全の確保をしていくことを望みたい。</li> </ul>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な保育の実施方法が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの具体的な場面や子どもの年齢、発達、保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。</li> <li>職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会で行われている。</li> </ul>			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育の記録や保育計画、指導計画等は、年度当初、年度末等定期的に検証し見直しがされている。また、他の標準的な実施方法は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。それぞれの実施方法の見直しは検討会において職員の意見や提案等が反映されている。</li> <li>保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。</li> <li>計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証なども、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。</li> </ul>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に作成している。	保42	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。</li> <li>保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。また、3歳未満児や加配対象の子どもについては、個別の指導計画を策定している。</li> </ul>			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	ⓑ · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。</li> <li>各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。</li> </ul>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	Ⓐ	· b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。</li> <li>保育の記録や保育所児童保育要録の内容や書き方に差異が生じないように手引き書を参考にして記載し、施設長や主任保育士が点検や指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。</li> <li>子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、職員間で情報の共有を図っている。</li> </ul>			

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し文書の取り扱いや個人情報保護の研修をしたり、ガイドラインなどで周知をしている。また、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。保護者には、個人情報の取り扱いについて説明をしている。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、地域の実態等を考慮した麦のうさぎ保育園の保育課程が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「子ども1人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園」を理念として、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。また、「子どもの主体性を育むためには」を保育園の研究テーマに掲げ、保育計画に基づいて保育の展開をしている。</p> <p>・ 入所する全ての子どもを対象とし、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達の実態に即し、保育時間などを考慮した保育課程を職員参画の下で編成している。また、定期的に評価し、評価に基づき改善を図っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 開設し6年を迎えた保育所であり、南向きの陽当たりが良い園舎の1階は0・1・2歳児、2階は3・4・5歳児の生活の場となっている。内装や床、トイレや水回り、テーブルや椅子などの保育用具は、安全で安心して心地よく過ごせる環境となっている。4・5歳児は、背筋を伸ばす姿勢を保持し、腹筋や背筋の強化に繋ぐことを目的に、背もたれがない椅子を使用している。</p> <p>・ 室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し、明るく清潔で過ごせるように工夫がされている。また、遊具や玩具なども安心して使えるように安全への配慮がされている。</p> <p>・ 保育室環境は整理整頓が行き届き、玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保されている。</p> <p>・ 1階の保育室には床暖房が設備され、0・1歳児室にはフローリングスペースとほふく用スペースとして畳が敷かれ、ゆったりと生活し、伸び伸びと遊べる環境を整えている。また、0・1・2歳児専用の広いバルコニーが備えてあり、ゆっくり遊びを楽しめるスペースとなっている。</p> <p>・ メダカやクワガタなどの生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。</p> <p>・ 食事時には保育室の整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。</p> <p>・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。</p> <p>・ 清潔な環境を保つため、保育環境の消毒を徹底して実施している。また、夏季にはUVネット、グリーンカーテンなどを設置し暑さをしのいで過ごせるようにしている。</p>		

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけにも子どもをよく受容するようにし、笑顔で対応するように努めている。</li> </ul>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。</li> <li>・手洗いや歯磨き、トイレなどの手順を、子どもに分かりやすいような図式を取り入れた方法で掲示し、視覚から身につけられるように工夫をしたり、保育士がモデリングを示すようにしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。</li> <li>・自然発生的に異年齢で遊んだり、遊びや生活を通して意図的に異年齢で交流できるような環境や保育の内容を設定し、異年齢の関わりを大切にしている。</li> <li>・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。</li> <li>・園庭には桜や琵琶、とうかえでなど8種類の四季を感じる若木や花壇があり、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境にある。メダカやクワガタなどの飼育や、草花や野菜の栽培などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。また、食育計画を基に、胡瓜や茄子など夏野菜の収穫体験、クッキーの型抜きやなどのクッキング体験を取り入れた保育に取り組んでいる。</li> <li>・地域の特性を活かし、電車を見に行ったり堀之内公園に散歩や遠足に出かける機会が多く、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにしている。</li> <li>・5歳児は近隣の高齢者施設と敬老会やクリスマス会などで歌や遊びなどで交流をしたり、発表会での歌や表現遊びなどのお披露目をして交流をしている。また、卒園児の祖祖父の提供する畑でさつま芋の苗植えや収穫体験をする機会がある。また、市の巡回バスで安城産業文化公園デンパークに出かける機会もあり、5歳児ならではの活動として年下の子どもの憧れとなっている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や午睡チェック用センサーを導入し乳幼児突然死症候群チェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、語りかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。</li> <li>・生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。明るく広々とした乳児室は、個々の生活や遊びのリズムに合わせて、ゆっくりと遊べる場ともなっており、工夫された手作りおもちゃや、生活用具が設置されている。</li> <li>・床暖が設置され、沐浴室やトイレも安全に使えるように工夫をし、快適な環境に近づけるような努力をしている。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1・2歳児の保育室は、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。</li> <li>・ 子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。</li> <li>・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。</li> <li>・ 人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。また、2歳については、3歳児移行を見越して、幼児の遊びや集会への参加を無理なく経験できるようにしている。</li> <li>・ トイレ環境は安全に使えるように工夫をし、快適な環境に近づけるような努力をしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。</li> <li>・ それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。</li> <li>・ 保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。また、5歳児は遊びの中で、表現遊びや体育的要素の遊び、楽器などの表現的遊びについて、子どもが自信を持ってチャレンジし、楽しみながら課題に挑戦するようにしている。</li> <li>・ 3歳児の部屋には、手作りの「ポケモン図鑑が数冊用意され、一人で楽しんだり気の合うこと会話をしながら見たりして、イメージや人との関りを広げる教材となっている。</li> <li>・ 絵本コーナーに、5歳児が作った「おさんぼちず」が掲示され、散歩への期待や行ってみたい場所など年下の探求心や冒険心をくすぐる環境となっている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気になる子や特別支援を要する子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討をして共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。また、言語聴覚士や作業療法士の訪問や指導、助言を受ける機会や子ども発達支援センターあんステップの紹介などもしている。</li> <li>・ 療育手帳や診断名のある子どもについては、個別指導計画に基づいて保育を行い、クラスの指導計画の中で活動や人との関りなどを位置づけ、クラスの一員として生活や活動への見通しが持てるような配慮に努めている。</li> <li>・ 気になる子や特別支援を要する子どもが、クラスの他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びをクラス指導計画の中に位置づけ、クラス指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になることを望みたい。</li> <li>・ 保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介をしたり、必要に応じ保護者に同意を得て専門機関への同行も可能としている。</li> </ul>		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間にわたる保育を利用している子どもの発達や年齢、平日や土曜日などに応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。長時間保育の補食は提供していないが、水分補給をしている。</li> <li>・保護者への連絡は、口頭や個別ノートや連絡ノート、全体掲示などの文書、電話または、状況に応じて直接施設長や担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。</li> </ul>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。</li> <li>・小学校が遠方の為、保育園として子どもと共に小学校を訪れる保育活動は実施していないが、保護者と一緒に小学校を見学会する機会などを推奨し、小学校への期待が持てるように働きかけている。</li> <li>・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼稚園・保育園・小学校との合同会議や研修などに参加する機会がある。</li> <li>・保護者には保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。</li> <li>・今後、授業参観など交流の機会が持てるように学校と協議をしていくよう心積もりをしている。</li> </ul>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。</li> <li>・市から年2回保健だよりが発行され、保護者に情報を提供している。</li> <li>・保育時間内での体調の変化については施設長、主任保育士、担当保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。</li> </ul>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断、歯科検診を定期的を受診し、その結果を記載して保護者に伝えている。0歳児から2歳児は月2回、園医による内科の健康診断を実施している。結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。</li> <li>・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の手洗いやうがいなど保育の場面に反映させている。歯科衛生士の協力を得て歯磨き指導を実施している。</li> </ul>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー疾患を持つ子については、ガイドラインに基づいて入園時にアレルギー調査を実施し、医師の診断書や指示書を得て保護者と、担任保育士、また状況に応じて管理栄養士を交え面接を行っている。</li> <li>・給食の調理については食材に卵と牛乳は使用しない方針の下に調理が実施されている。</li> <li>・給食実施においては、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、管理栄養士、調理員、保育士と連携し対応をしている。また、日々の保育では、調理員、担当保育士が綿密な連携を図り食材や食器、写真付きトレイ等のチェックなどをし、対応をしている。アレルギーの症状に応じて、職員の見守りを受けながら食事をしている。</li> <li>・会議等で全職員にアレルギー疾患についてマニュアルに基づいて必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。エピペンの必要な子どもには、マニュアルに基づいて保護者より預かりをするようにしている。また、職員に対しては、エピペンの使い方や誤食時の対応などについての研修や訓練を実施している。</li> </ul>		
A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、それに基づいて年4回「食育だより」を発行し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。</li> <li>・さつまいもの収穫体験、保育園の菜園でのピーマンやナス、胡瓜やトマトなど夏野菜の栽培や収穫、クッキーの型抜き、スイートポテトやカレーなどのクッキング体験をする機会を整えている。</li> <li>・発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の献立表を配布したり、サンプルの写真を掲示したりして栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。</li> <li>・食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事したり、年齢に応じて片付けなどに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。</li> <li>・収穫体験やクッキング保育の様子を、園だよりや、食育だよりなどに写真添付をし、スグールやキッズビューなどのアプリで情報を配信していくことも効果的と考えられる。</li> </ul>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷市の献立を基に、管理栄養士による献立により、自園で調理をしている。年齢や行事、季節感のある献立や、郷土の食材を生かした献立、子どもの人気のメニューなど子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。</li> <li>・0歳児から1歳半の子どもについては、食材表やチェック表などを用いて「未食チェック」調査を実施し、食の安全に配慮して安心して食事ができるようにしている。</li> <li>・職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、管理栄養士や調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。</li> <li>・衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</li> </ul>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園式や保護者会、行事、保育参観、懇談会などの機会に保育の全体的計画や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。また、日々の保育内容や子どもの様子について、掲示板に記載したり写真を掲示したり、スグールやキッズビューなどのアプリで情報を配信している。</li> <li>・家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。</li> </ul>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a	・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。</li> <li>・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーや子ども発達支援センターあんステップなどの支援機関、言語聴覚士や作業療法士などの専門機関などと連携を取るようになっている。</li> <li>・意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、保護者と共通理解を得るための機会としている。</li> </ul>			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	①	・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルが整備され、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。</li> <li>・マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに施設長や主任保育士に伝え、情報や状態を確認した上で、行政や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。また、見守り支援を必要とする子どもなどについて、地域の協力を得て情報を聴取し、保育園で対応可能なサポートができるようにしている。</li> </ul>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。</li> <li>・自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。</li> </ul>			

リスト
a
b
c